

日卸連発第 120 号
平成30年9月18日

会員代表者（理事長・会長） 殿
会員構成員会社社長 殿

（一社）日本医薬品卸売業連合会
会長 鈴木 賢

価格妥結状況等確認書の提供について（依頼）

今般の診療報酬改定により未妥結減算制度の見直しが行われ、本年度から、保険薬局及び200床以上の医療機関（以下、「保険薬局等」という。）に対して、10月1日から11月30日の間に、「妥結率」に加えて「単品単価契約率」及び「一律値引き契約の状況」について地方厚生(支)局への報告が求められることとなりました。（別紙1）

当連合会傘下会員卸各社は、これまでにも、保険薬局等に対して「妥結率の根拠となる資料（価格妥結状況確認書）」を提供してきたところですが、今後、厚生労働省からの協力要請（別紙2：厚労省医政局経済課通知（9.12））を踏まえ、「単品単価契約率」及び「一律値引き契約の状況」の根拠となる資料についても、求めがあれば、提供していただきますようお願いいたします。別紙3でお示しした「価格妥結状況等確認書」は、上記3つの項目を網羅した根拠資料として、厚労省からも了解を得たものであり、ご活用下さいますようお願いいたします。

なお、品目リスト等の根拠となる詳細な資料につきましては、「妥結率」については、保険薬局等は、地方厚生（支）局から要請があれば、当該資料を提出しなければならないため、卸各社は、これまで通り当該保険薬局等に対して提供していただくこととなります。ただし、「単品単価契約率」及び「一律値引き契約の状況」については、当面、地方厚生（支）局から保険薬局等に対して、根拠となる詳細な資料を求められることはございません。ただし、当該保険薬局等から、提供した確認書の数字の根拠を求められましたら、その際には、当該保険薬局等へ提供するなど適切に対応して下さいますようお願いいたします。

(保険薬局提出用)

妥結率等に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

1. 妥結率

当該保険薬局において購入された医療用医薬品の薬価総額 (①)	円
卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (②)	円
妥結率 (②／①) %	%

2. 単品単価契約率

卸売販売業者と当該保険薬局との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (②の再掲)	円
単品単価契約に基づき取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (③)	円
単品単価契約率 (③／②) %	%

3. 一律値引き契約の状況

(1) 一律値引き契約の該当の有無

□ 有	□ 無
-----	-----

(2) (1) で有とした場合、当該契約における値引き率を取引卸売販売業者ごとに報告すること。

取引卸売販売業者名	値引き率（税込み）
	%
	%
	%
	%
	%
	%
	%
	%

[記載上の注意]

- 1 医療用医薬品とは、薬価基準に収載されている医療用医薬品をいう。
- 2 薬価総額とは、各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したものをいう。
- 3 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことを行う。
- 4 単品単価契約とは、品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約をいう。
- 5 一律値引き契約とは、卸売販売業者と当該保険薬局との間で取引価格が定められた医療用医薬品のうち、一定割合以上の医療用医薬品について総価額で交渉し、総価額に見合うよう当該医療用医薬品の単価を同一の割合で値引きすることを合意した契約をいう。この場合、一定割合以上としては、5割以上とし、全ての医療用医薬品が一律値引きにより価格決定した場合を含むものとする。
- 6 値引き率とは、薬価と取引価格（税込み）との差を薬価で除し、これに100を乗じて得た率をいう。記載にあたっては小数点以下第2位を切り捨てて計算すること。
- 7 1. から3. までの報告については、報告年度の当年4月1日から9月30日の実績を報告年度の10月1日から11月末までに報告すること。報告しない場合は、調剤基本料が所定点数の100分の50に相当する点数により算定されることに留意すること。
- 8 同一グループ内の保険薬局の処方箋受付回数の合計が1月に4万回を超えると判断されるグループに属する保険薬局については、保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書の写し等妥結率の根拠となる資料を添付すること。

(保険医療機関提出用)

妥結率等に係る報告書

報告年月日： 年 月 日

保険医療機関コード	
-----------	--

保険医療機関の所在地：

保険医療機関の名称：

担当者氏名：

電話番号：

1. 妥結率

当該保険医療機関において購入された医療用医薬品の薬価総額 (①)	円
卸売販売業者と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (②)	円
妥結率 (②) / (①) %	%

2. 単品単価契約率

卸売販売業者と当該保険医療機関との間での取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (②)の再掲	円
単品単価契約に基づき取引価格が定められた医療用医薬品の薬価総額 (③)	円
単品単価契約率 (③) / (②) %	%

3. 一律値引き契約の状況

(1) 一律値引き契約の該当の有無

有

無

(2) (1) で有とした場合、当該契約における値引き率を取引卸売販売業者ごとに報告すること。

取引卸売販売業者名	値引き率（税込み）
	%
	%
	%
	%
	%
	%
	%
	%

[記載上の注意]

- 1 医療用医薬品とは、薬価基準に収載されている医療用医薬品をいう。
- 2 薬価総額とは、各医療用医薬品の規格単位数量×薬価を合算したものをいう。
- 3 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。
- 4 単品単価契約とは、品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約をいう。
- 5 一律値引き契約とは、卸売販売業者と当該保険医療機関との間で取引価格が定められた医療用医薬品のうち、一定割合以上の医療用医薬品について総価額で交渉し、総価額に見合うよう当該医療用医薬品の単価を同一の割合で値引きすることを合意した契約をいう。この場合、一定割合以上としては、5割以上とし、全ての医療用医薬品が一律値引きにより価格決定した場合を含むものとする。
- 6 値引き率とは、薬価と取引価格（税込み）との差を薬価で除し、これに100を乗じて得た率をいう。
- 7 1. から3.までの報告については、報告年度の当年4月1日から9月30日の実績を報告年度の10月1日から11月末までに報告すること。報告しない場合は、特定妥結率初診料、特定妥結率再診料及び特定妥結率外来診療料により算定されることに留意すること。

別紙2

事務連絡
平成30年9月12日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省医政局経済課

未妥結減算制度の円滑な運営への協力について（依頼）

平成30年度診療報酬改定において未妥結減算制度の見直しが行われ、保険薬局及び200床以上の病院（以下「保険薬局等」という。）に対して、これまでの「妥結率」に加えて、「単品単価契約率」及び「一律値引き契約の状況」について報告を求ることとされています。

医薬品卸販売業者には、これまででも保険薬局等が妥結率を報告する際に必要となる「妥結率の根拠となる資料」の提供をお願いしておりますが、今後、保険薬局等からの要請に応じて、「単品単価契約率」及び「一律値引き契約の状況」の根拠となる資料を提供するなど、未妥結減算制度の円滑な運営にご協力下さいますようお願いいたします。



価格妥結状況等確認書

2018年4月1日から9月30日までに甲と乙の間で売買された薬価基準に収載されている医療用医薬品についての価格妥結状況及び単品単価契約状況は次のとおりであり、今後、価格が変更されることがないことを双方で合意いたします。

1. 価格妥結状況

総取引額（薬価換算）	○○○円
価格妥結済品目取引額（薬価換算）	○○○円

2. 単品単価契約状況

単品単価契約品目取引額（薬価換算）	○○○円
-------------------	------

3. 一律値引き状況

一律値引きした品目の取引額（薬価換算）	○○○円
一律値引き品目の値引き率（税込み）	○○.○%

2018年11月〇日

甲 ○○病院・薬局名 印

乙 ○○卸名 印